

選手交代について

2024年2月吉日
豊田市サッカー協会 社会人連盟

平素より豊田市サッカー協会 社会人連盟の活動にご理解、ご協力承り、誠にありがとうございます。
標記の件、選手交代について再出場許可の検討要望がございました。連盟にて議論した結果、
サッカーのプレー環境提供を優先する考えを踏まえ、再出場の制度を導入方向で進めたく存じます。
再出場制度の導入については、運営要項の改定が必要となります。ご審議をお願いします。

【運営要項（現行）】

第5章 大会規定および罰則

第15条 選手交代 : 補欠登録者のうち、前半・後半を通じて10名まで交代できる。

【運営要項（改定案）】

第15条 選手交代

1. 補欠登録者のうち、前半・後半を通じて10名まで交代できる。
2. 交代によりピッチを退いた登録者の再出場は可能とする。

■運用イメージ

«試合前»

1. チーム代表者はメンバー表に試合当日の登録メンバーをメンバー表に記入して審判に提出する
※登録メンバーと先発メンバーが分かるように○を付ける（添付：メンバー表参照）
※登録メンバーは7名以上21名以内
2. 審判は試合目の選手確認時に、先発メンバーと選手証の照合を行い、チーム提出のメンバー表
（選手確認欄）にチェックを入れる
※当日登録メンバーが21名以内であることも確実に確認する

«試合中»

1. 審判（第4審）は警告・退場が発生した場合は、メンバー表の記入欄に適用ルールと反則名を記載する
（再出場時の確認のため） 例：警告（反スポ）、警告（ラフプレー）、退場（警告2枚）

«交代手続き»

1. 交代選手は第4審に申し出る
- 2-1. 交代選手が当日の初出場である場合、選手証の照合を行い、チーム提出のメンバー表
（選手確認欄）にチェックを入れる
- 2-2. 交代選手が当日の再出場である場合、チーム提出のメンバー表での確認のみ行う（退場有無含め）
3. アウトオブプレー中に交代を行う（通常の交代と同様）

以上

豊田市社会人連盟サッカーリーグ運営要項

豊田市サッカー協会
社会人連盟

第1章 総則

第1条 このリーグは、豊田市社会人サッカーリーグ「以下TSL」という。

第2章 役員及び組織

第2条 リーグ実行委員会の機能

1. 豊田市リーグ実行委員会

(1) 委員－運営委員・審判委員

(2) 機能

- イ. リーグ運営要項の改廃
- ロ. リーグ日程の作成および運営(含む競技場の確保)
- ハ. 会計処理(現金出納および決算報告)
- ニ. 記録の整理
- ホ. 事故、事件に対する対策措置
- ヘ. その他

第3章 経費

第3条 このリーグの経費は、次のものである。

1. 加盟チームの経費(含む参加費)

2. その他の収入

第4条 会計年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。

第4章 リーグ登録・資格

第5条 豊田市サッカー協会社会人連盟「以下連盟」に登録されたチームであること。

第6条 登録メンバーの数は、別に制限しない。(二重登録は認めない)

第7条 各チームは連盟に選手と同じく審判員を1名以上登録しなければならない。

審判員は次の資格を有するものとする。

1. 日本サッカー協会または、都道府県サッカー協会が認めた公認審判員。

第8条 各チームは、連盟が主催する会議に必ず出席しなければならない。

第9条 追加および抹消登録を希望するときは指定の書面および追加登録の場合は

選手証用写真を添えて別に定める日程・会場にて所定の手続きを受けること。

尚、登録者の試合出場時期は受理日の翌日からとする。

第10条 登録者は、あらかじめ健康診断を受けて、自己の健康に異状のないことを確認したものとする。

第11条 登録者は、あらかじめスポーツ安全協会傷害保険か、会社、事業所などで取り扱っている傷害保険に加入することを原則とする。

第5章 大会規定および罰則

第13条 リーグ日程：別に定めた日程表に基づき実施する。

第14条 試合時間：30分－5分－30分(延長は無し)。

第15条 選手交代

1. 補欠登録者のうち、前半・後半を通じて10名まで交代できる。
2. 交代によりピッチを退いた登録者の再出場は可能とする。

第16条 順位決定 : (1)勝点法 (勝・・3点、分・・1点、負・・0点)
(2)得失点法 (総得点－総失点)
(3)対戦成績法 (該当チームの勝敗とする)
(4)総得点法 (総得点の多い方のチーム)
(5)ブロック内の上位チーム

第17条 試合は開始時1チーム7名以上をもって成立する。

第18条 ルールはその年の日本サッカー協会審判ルールに従う。原則として年度を通じて変更はしないものとする。

第19条 表彰はブロック別に1位から3位までを対象とする。

第20条 連盟は、参加者の競技中における疾病ならびに傷害及び事故についての責任はいっさい負わないものとする。

第21条 天災などにより試合開催が不可能、または続行が不可能と担当審判が判断した場合はそのゲームの延期扱いとする。試合途中の場合、その時の得点は無効とする。(悪天候で試合開催が不可能なときは、グラウンドに立て札を立てて掲示するので、必ずグラウンドまで来て確認すること)

第22条 担当審判は速やかに運営を行うため、次の役割、権限を持つものとする。

1. 審判は必ず黒い審判服を着用し、主審は審判手帳を携帯しなければならない。(主審以外の審判員は黒色ビブスでも可)
2. 主審は試合結果及び必要事項を結果表に記入後速やかに本部席に提出。
3. 主審は試合中に退場など、選手として恥ずべき行為のあった場合、原則として状況報告を連盟事務局へ提出すること。
5. 最終試合の審判はグラウンドの後片付け(コーナフラッグの取り外し指示、各器具備品の点検など)を実施する。

第23条 参加者(各チーム)は次の事項を遵守すること。

1. 試合開始30分前には集合し、試合ができる状態にあること。10分前には予備審席にて選手証及び用具のチェックを受けること。
2. 第1試合のライン引きは審判の指示により両チームにて行うこと。
3. 最終試合の両チームはグラウンド整備(レーキにてグラウンドをならす)を行うこと。
4. 試合中における抗議はいっさい認めない、但し不審点は今後の運営上に生かすため連盟事務局に書類で提出すること。
5. 試合予定日の変更は一切なしとする。但し連盟が特に認めた場合は除く。
6. 試合予定日の出場が不可能になった場合の処理は次の通りとする。
 - (1)原則として7日以上前、最低3日前までにそのチームが
 - (a)相手チーム
 - (b)担当審判(主審)
 - (c)リーグ戦担当委員(a)(b)(c)全てに連絡した場合に限り不戦敗として認める。(但し棄権するチームが第1試合の時は、そのチームだけでライン引きを行う。)また所定の用紙に連絡した日時と相手の氏名を記入しリーグ担当委員まで郵送すること。
 - (2)前号の処理を怠った場合は棄権扱いとする。
 - (3)不戦敗及び棄権試合の得点は、0:5とする。
7. チームは色の異なるメインとサブ(ビブスでも可)ユニフォームを持参すること。(主な色が黒色のユニフォームは禁止。紺色についても原則禁止とする)
8. チームのユニフォーム(シャツ・パンツ・ストッキング)は全員(GKは除く)が同色でなければならない。又、スッパツはパンツと同色のみとし、半袖着用時のアンダーシャツ(長袖)は統一された色とする。色の異なるユニフォーム(シャツ・パンツ・ストッキング)を着用している選手は出場できない。

第24条 主審の意に反して試合を放棄したチームは不戦敗とする。(但し、放棄試合をしたチームのリーグ戦終了後の処置としてはリーグ実行委員会の裁定に基づくものとする)

第25条 退場・警告の処置

1. 退場を命じられたものは、原則として次の1試合は出場できない。
2. 悪質な退場者のその後の処分はリーグ実行委員会によりこれを裁定するがその後のリーグへの再登録は原則として認めない。
3. 警告を与えられた場合、その警告は累積する。2回で退場と同じ扱いで、次の1試合には出場できない。但し、同一試合で2回の警告を受けたものは次の1試合には出場できない。

第26条 棄権試合・審判欠席・会議欠席・会議遅刻の処置。

1. 試合開始時前に7人に満たない場合、棄権とする。
2. 1試合棄権した場合は、1ランク落ちとする。
3. 2試合棄権した場合は、リーグ戦終了後次第チームの登録を抹消する。またリーグへの再登録は原則として認めない。
4. 新規加入チームが、1試合以上棄権した場合は、前項と同じ扱いとする。
5. 第2項・第3項の該当チームはリーグ戦の表彰対象としない。
6. 審判担当日に欠席した場合、原則として上記棄権試合の処置と同じとする。
7. 会議(代表者・審判団等)に欠席、遅刻した場合も前項と同じとするが最終決定はリーグ実行委員会の裁定に基づくものとする。

第6章 リーグ入替え規定

第27条 リーグ入替えを下記手順にておこなう。

1. 上位ブロックの下位2チームと、下位ブロックの上位2チーム(第26条適用チームを除く)を入替える。
2. 抹消チーム、非登録チームを削除する。
3. 第26条適用チームの降格をおこなう。
4. 第2項により上位ブロックにチーム数の不足が生じた場合は、前項の適用チームを除き下位ブロックより順次昇格させ、不足を補う。

第28条 上記の入替え規定以外の問題が発生した場合は、リーグ実行委員会でこれを裁定する。

第7章 附 則

第30条 本要項の改廃は、リーグ実行委員会の会議により、連盟の承認を得る。

第31条 この要項は、平成 5年4月1日から施行する。

この要項は、平成13年4月1日より一部改正を行う。

この要項は、平成18年4月1日より一部改正を行う。

この要項は、平成19年4月1日より一部改正を行う。

この要項は、平成31年4月1日より一部改正を行う。

この要項は、2021年4月1日より一部改正を行う。

この要項は、2024年4月1日より一部改正を行う。